

# 京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会 設立総会

## 次 第

平成20年4月15日(火)

京 都 テ ル サ

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 規約について
- (2) 役員選出について
- (3) 事業予算について
- (4) その他

### 3 閉 会

## 出席者名簿

### ○ 市町村等

役職名	氏名	役職名	氏名
福知山市長	高日音彦	木津川市長	河井規子
舞鶴市長	齋藤彰	大山崎町長	真鍋宗平
綾部市長	四方八洲男	久御山町長	坂本信夫
宇治市長	久保田勇	井手町長	汐見明男
宮津市長	井上正嗣	宇治田原町長	奥田光治
亀岡市長	栗山正隆	笠置町長	裕本勇
城陽市長	橋本昭男	和束町長	堀忠雄
向日市長	久嶋務	精華町長	木村要
長岡京市長	小田豊	南山城村長	手仲圓容
八幡市長	明田功	京丹波町長	松原茂樹
京田辺市長	石井明三	伊根町長	吉本秀樹
京丹後市副市長	荒田裕安	与謝野町長	太田貴美
南丹市長	佐々木稔納		
京都府市長会 事務局長	竹内一二三	京都府町村会 事務局長	川勝正樹

### ○ 京都府

役職名	氏名	役職名	氏名
知事	山田啓二	総務部長	太田昇
副知事	猿渡知之	総務部副部長	金谷浩志
山城広域振興局長	安田冠	総務部理事	岩瀬充
南丹広域振興局長	藤城進	総務部理事	石野茂
中丹広域振興局長	竹内啓雄		
丹後広域振興局長	本田進		

## 京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会規約（案）

### （目的）

第1条 京都府内の市町村と府の税業務を共同処理する広域連合（以下「広域連合」という。）を設立するために必要な検討、調整及び業務支援システム等の整備を行うことを目的として、京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （委員会）

第2条 委員会は、京都府内の市町村（京都市を除く。）の長及び京都府の代表をもって構成する。

### （役員）

第3条 委員会に次の役員を置く。

（1）会 長 1 名

（2）副会長 2 名

（3）監 事 2 名

2 会長は、委員の互選によって選任する。

3 副会長及び監事は、会長が委員のうちから指名する。

4 役員任期は、その属する市町村の長及び京都府における職の任期による。

5 委員会は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

6 委員会は、会の重要事項について審議決定する。

### （役員職務）

第4条 会長は、委員会を代表し、事務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

### （検討部会）

第5条 委員会に、業務等について具体的な検討及び調整を行う検討部会を置く。

2 検討部会は、市町村の職員、京都府の職員及び委員会の事務局職員で構成する。

3 検討部会の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、市町村及び京都府の職員をもって構成し、その他必要に応じて市町村及び京都府において協議する。

3 事務局に事務局長を置く。

4 事務局長は、会長の命を受け委員会の事務を掌理する。

5 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(会計)

第7条 委員会の運営に必要な経費は、市町村及び京都府の分担金をもって充てる。

(解散等)

第8条 委員会は、広域連合設立後速やかに解散し、その所有する財産及び事務は、広域連合に引き継ぐ。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

## 京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会（仮称）の概要（案）

### ■準備委員会組織体制

（役員）

会 長（1名）	
副会長（2名）	
監 事（2名）	

（検討部会）

総務・支援システム設計	
徴収・収納業務設計	
課税業務設計	

※ 現行の作業チームを移行・拡充

（事務局）

事務局長	1名	府	
事務局職員	10名	府	5名
		市町村	5名

### ■準備委員会事務局設置場所

京都府庁2号館6階

### ■準備委員会の主な業務

- ・ 広域連合に関する調査
- ・ 広域連合設立手続（規約作成、設立許可申請）
- ・ 広域連合の組織体制設計
- ・ 支援システムの構築
- ・ 共同業務の設計（徴収、収納、課税）

### ■準備委員会予算

300,858千円

収 入		支 出	
支援システムに係る負担金	297,258	支援システム構築	297,258
府	(148,629)		
振興協会	(148,629)		
総務費に係る負担金	3,600	総務費	3,600
府	(1,800)	(旅費、広聴広報費、一般事務費)	
市町村	(1,800)		
計	300,858	計	300,858

※ 総務費に係る市町村の負担金内訳（100千円×11市、50千円×14市町村）

### ■京都府税務共同化推進協議会から引き継がれる権利

38,850千円

共同徴収支援システム開発	一式	38,850
--------------	----	--------